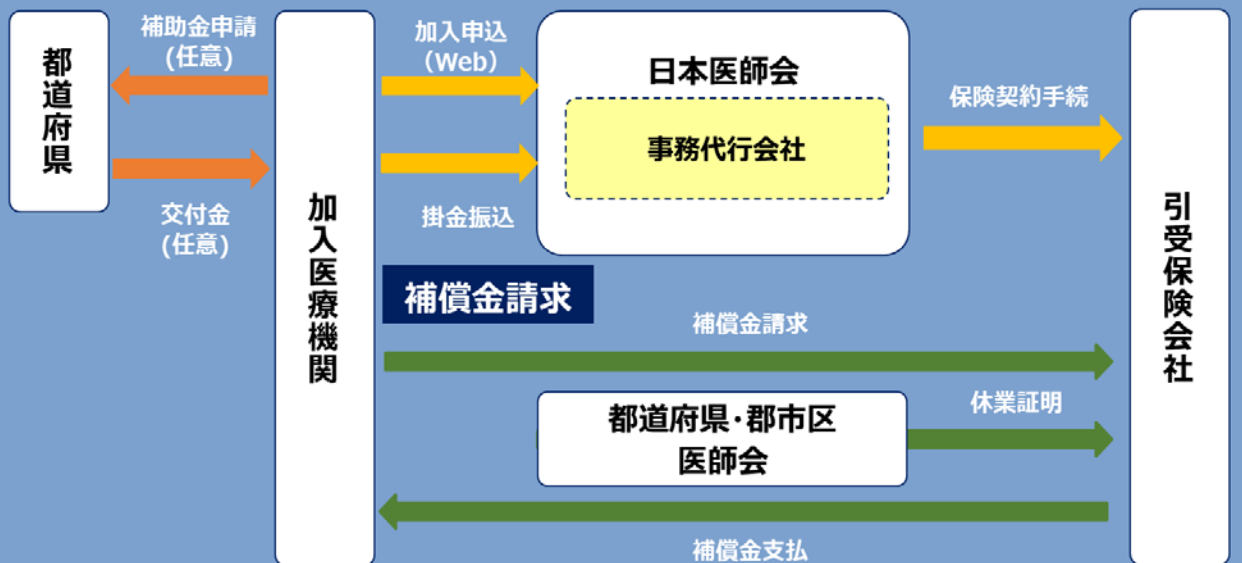


# 新型コロナウイルス感染症対応『日本医師会休業補償制度』の概要について

- 日本医師会会員が開設または管理する医療機関（以下、当該医療機関）の医療従事者が新型コロナウイルスに感染し、一時的に閉院等した際の休業損害を補償することで、地域の医療提供体制を支援する。
- 当該医療機関の医療従事者が新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触すること、当該医療機関の施設・機器等を消毒すること、休診日を含む連続7日（7営業日ではない）以上閉院もしくは外来を全面閉鎖することを要件に補償金を受取ることができる。
- 本制度は、厚労省の交付金である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）のうち「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の補助金対象である。なお、申請期限は都道府県ごとに異なるため、各自治体へ確認いただきたい。

## 加入手続き

## 保険加入手続き・補償金請求の流れ



## 対象施設

診療所・病院・健診センター・登録衛生検査所

※個人・法人ともに対象。また1法人で複数施設がある場合、施設単位で任意加入可能

## 補償概要

### ○支払要件（3要件すべて）

- ①日本医師会会員が開設または管理する医療機関に勤務する医療従事者が、新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触すること
- ②医療従事者の新型コロナウイルス感染に伴い、当該医療機関で外部業者による消毒が行われること（消毒料金の多寡は不問）
- ③医療従事者の新型コロナウイルスの感染および消毒の実施に伴い、休診日を含む連続7日（7営業日ではない）以上閉院もしくは外来を全面閉鎖すること

### ○補償金

・100万円（保険期間中に1回のみ）

### ○掛金（1年間：令和3年1月開始の場合）

・1施設あたり48,000円

# 新型コロナウイルス感染症対応『日本医師会休業補償制度』の概要について

## 加入申し込み

- ・加入を希望する医療機関は日本医師会が開設する申込専用WEBページにアクセスして申込手続を実施。  
※申込専用WEBページは12月早々に開設予定です。
- ・その後、加入医療機関は掛金（1施設あたり年間48,000円）を日本医師会が指定する口座に振込。  
※請求書および加入者証は、申込手続後に登録メールアドレスへ送信されます。
- ・加入申し込みは12月より募集を開始し、1月1日保険始期とする。毎月1日付で中途加入可能。（中途加入掛金は月割計算）

## 補償金支払い

- ・以下の3条件をすべて満たす場合に補償金を受取ることができる。
  - ①当該医療施設に勤務する医療従事者が、新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触すること
  - ②医療従事者の新型コロナウイルス感染（濃厚接触）に伴い、当該医療機関で外部業者による消毒作業が行われること
  - ③新型コロナウイルス感染（濃厚接触）および消毒作業の実施に伴い、休診日を含む連続7日（7営業日ではない）以上閉院、もしくは外来を全面閉鎖すること

## 補償金請求時の書類

- ・保険会社へ以下の書類提出が必要となる。
  - ①保険請求書（保険会社所定フォーム）
  - ②新型コロナウイルスの影響を受ける前の2019年度決算書類の写し（法人単位、個人事業主の場合は青色申告書の写し）※
  - ③消毒費用の領収書写し
  - ④医療従事者が感染（濃厚接触含む）し、休診日を含む7日間以上閉院（外来閉鎖）を都道府県医師会または郡市区医師会にて証明する書面

※**医業収益・医業外収益・臨時収益の合計が年間4,000万円を下回る場合は、補償金支払額が100万円以下となることがあります。**

# 新型コロナウイルス感染症対応『日本医師会休業補償制度』のポイント

院長のみならず、医療機関に勤務する職員が新型コロナウイルスに感染または濃厚接触により閉院（もしくは外来閉鎖）した場合でも補償されます！

休診日を含む連続7日以上閉院（もしくは外来閉鎖）を確認された時点で、補償金を請求できます！

掛金は税務上損金（経費）であり、厚労省の「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の対象です。※申請時期が都道府県ごとに異なりますので、各自治体へご確認ください。

本制度は、日本医師会会員が開設または管理する医療機関であれば、対象医療機関の要件や補償金の使用目的は問いません。

**本制度は、7日以上閉院（もしくは外来閉鎖）で100万円の補償金を受け取ることができる制度です。皆さまの医療機関経営の一部補填金としてご活用ください。**

# (参考) 新型コロナウイルス感染症に関する各補償制度一覧

令和2年2月補償開始

令和2年12月補償開始

令和3年1月補償開始

項目	①COVID-19 JMAT保険	②医療従事者支援制度		③日本医師会休業補償制度
制度の目的	JMAT活動中に派遣された参加者が新型コロナに罹患した際の補償をするため	医療機関に勤務する医療従事者（国が定めた医療資格者と医療資格者以外）が業務に起因して新型コロナに罹患した際の補償をするため		医療従事者が新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触により閉院等をするようになった際の医療機関の休業中の補償をするため
補償の内容	JMAT活動中に参加者が新型コロナに罹患した場合の死亡・後遺障害、入・通院を補償（休業補償は対象外）	医療従事者が新型コロナに罹患し、労災事故として認定された際の休業補償・死亡補償（医療機関が加入している政府労災保険等の未加入者は対象外）		休診日を含む連続7日間以上閉院（もしくは外来閉鎖）をすることで生じた逸失利益や営業継続費用等の休業補償
補償の対象	日本医師会災害医療チーム等として派遣される参加者（医師、看護職員、業務調整員等の派遣される全ての参加者が対象）	【医療資格者】 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等の医療資格者や看護補助者等を含む	【医療資格者以外】 左記以外の職員で医療機関に勤務する事務職員等（パート・アルバイトを含む）	診療所・病院・検診センター・登録衛生検査所 （個人・法人ともに対象）
国からの補助	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金における新型コロナウイルス感染症対策事業が活用可能	新型コロナ対応医療機関等に従事する医療資格者は新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乗せ補償保険加入支援事業が活用可能（医療資格者には医療団体からの補助制度もある）		医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業が活用可能
補償額	死亡・後遺障害：5,000万円 入院日額：15,000円 通院日額：10,000円	4日以上休業：20万円 死亡：500万円		1施設：100万円 ※1法人で複数施設がある場合、施設単位で任意加入可能